



第72号 平成22年 3月発行

発行 社団法人千葉県社会福祉士会

発行人 山崎 泰介

編集 千葉県社会福祉士会

総務委員会 広報部会

事務局 〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-3

千葉県社会福祉センター 4階

TEL043-238-2866 FAX043-238-2867

H P <http://www.cswchiba.com/>

※ 点と線はメール配信でも読めます！

E-mail office@cschwiba.com

特集記事：

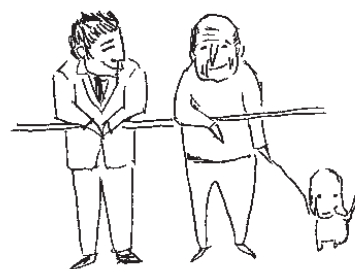
千葉発・新しい地域福祉のカたちをつくるために ～安心生活創造事業～	1 頁
研修会報告 ～第9回福祉関係者のための成年後見制度活用講座報告～	5 頁
地域集会 つながるネットワーク ～山武、東金、芝山、横芝光地区からの報告～	6 頁
社会福祉士の輪	7 頁
TOPICS1「緩和ケアを地域で支える」	8 頁
TOPICS2「元受刑者の社会復帰について」	9 頁
コラム「新しい公益法人って何だろう？VOL. 6（財産の取り扱い編）」	11 頁
広報部会から 年間総括とお知らせ	11 頁
事務局便り	12 頁

千葉発・新しい地域福祉のカたちをつくるために

～安心生活創造事業～

昨今、地域では高齢者や障害者を標的とする詐欺事件の増加や孤立死の発生、身近に相談できる人がいないなどの孤独・孤立の問題があります。一人暮らし世帯が年々増加し、今後も増加していくことが予想される現状を考えますと「一人暮らし世帯への声かけ」や「地域による見守り」がより必要となってきます。また、介護保険や障害者自立支援法等の福祉サービス、制度などの対象とならない状態でもゴミ出し、電球の交換、重たいものの買い物などちょっとしたことの手助けが受けられずに生活に不便を抱えている人々がいます。

厚生労働省社会・援護局では、今後益々増加する「一人暮らし世帯等」のニーズに対応するため、平成21年度新規事業として「安心生活創造事業」を始めました。それを受けて千葉市美浜区では「安心生活創造事業」プロジェクトの一環として、「一人暮らし世帯等」への基盤支援を実施します。プロジェクト実施にあたり、千葉県社会福祉士会が受託して「み・まも～れ幸町」という名称で実施することとなりました。今回の特集記事では、幸町にて行われている「安心生活創造事業」の紹介を行います。また、そこに関わる社会福祉士の仲間の熱い思いをお伝えします。



安心生活創造事業とは？

■目的■

「一人暮らし世帯等」への基盤支援（「見守り」と「買物支援」）を行うことにより、「一人暮らし世帯等」が、地域で安心して暮らせるための支援を行う事業です。

■実施する上での３つの原則■

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

■「み・まも～れ幸町」の実施体制について■

「み・まも～れ幸町」は厚生労働省のモデル事業「安心生活創造事業」に基づき、一人暮らし世帯等への支援を行います。

名 称：み・まも～れ幸町

住 所：千葉市美浜区幸町 2-12-5

団地中央集会所内集会室 2

電 話：043(441)4467（FAX 兼）

開所日：月～金 9:00～17:00 土日祝

祭日、年末年始休み

職員体制：主任相談員 1 名 訪問員（週 3 日勤務） 1 名



■主な業務の内容■

項目	見出し	内容
1	調査等	専門業者による実態調査
		日常相談からのニーズ傾向の把握
2	見守り支援	早期発見（安否の確認・変化の察知）、早期対応、危機管理（犯罪被害の予防）、情報支援（生活情報の提供など）、不安解消（孤独感の解消）等の見守り支援を行う。
3	買い物への支援	買い物支援・代行等
4	関係機関との連携	民生委員・自治会・地区社会福祉協議会など
5	新規サービスの開発	項目 1 の調査結果をもとに、ニーズ充足のために必要な場合は独自でサービスの開発を行い、これを提供する。
6	新規有償サービス	項目 5 の安定した運営を行うため、必ずしも無償ではなく、有償によるサービスの提供も検討する。
7	安定した財源の確保	寄付やサポーター制度、共同募金配分の活用により、自治体の財政状況に左右されない安定したサービスの提供を目指す。
8	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するため、制度の紹介や利用支援を行う。

■プロジェクトチームの設置■

相談センターの業務や動向のチェック、指針、主任相談員へのエンパワメント機能、その他主任相談員からの情報を元にした各種検討を行います。メンバーは社会福祉士会理事、社会福祉士会事務局担当理事、地域包括支援センター部会員、そして、近隣に居住する会員です。

■経営基盤・財源■

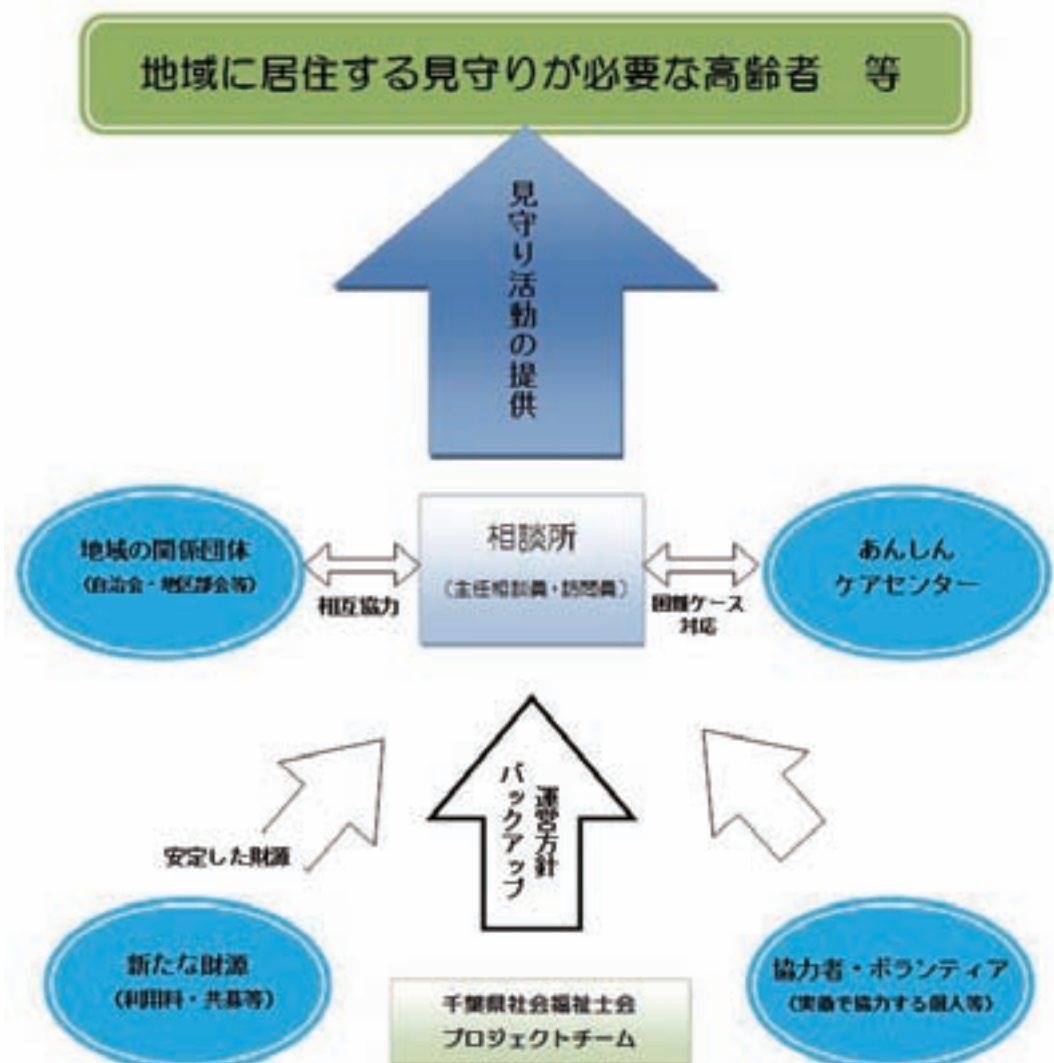
運営の財源は、千葉市からの委託料の他、有償サービスの利用料収入、寄付金、共同募金配分金等を活用し、展開するサービスが安定かつ継続したものになるようにします。

■関係機関との連携■

「み・まも～れ幸町」は単独で活動するのではなく、地域に存在する自治会や民生児童委員、地域包括支援センター等の様々な団体と連携し、相互の協力関係により運営を行います。

■その他■

活動の成果については積極的に開示し、モデル事業終了後も継続した活動が提供できるよう、各方面へと働きかけることとします。

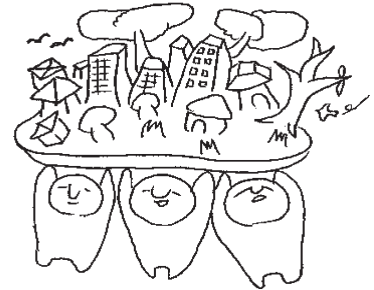


「千葉発・新しい地域福祉のカタチをつくるために」

「み・まも〜れ幸町」 プロジェクトチームリーダー 神山 裕也

○地域密着のオーダーメイド・ソーシャルワークを社会福祉士会で

最初にこの事業を千葉県社会福祉士会で受託するかどうかの検討をしているとき、私は正直「自分が従事してみたい」と思いました。対象としている範囲は約5,700世帯。これは、今まで私が社会福祉協議会の地域担当として従事していた地区より小地域で、これまで以上に地区に密着した業務ができることがとても魅力的に感じられたためです。ましてや今日の地域福祉を取り巻く環境といえ



ば、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書を発表し、地域福祉の新しいスタンダードが生まれようとしている時期です。これだけ地域がクローズアップされていることも、未だかつてなかったことでしょう。しかも他市町村の受託先の多くは社会福祉協議会という中、千葉市が私たち社会福祉士会に声をかけてくれたことに対し、一人の専門職として非常に嬉しく感じました。なぜならここには地域組織化、資源開発をはじめとしたコミュニティワークの全てが集約されており、だからこそ、社会福祉士会が受託する意味があると考えたからです。従来よりも地域に密着したオーダーメイドなソーシャルワークを展開する「み・まも〜れ幸町」は、様々な可能性を秘めています。

○やりがいがある、でも、孤独なワーカーを作らないために

私は自分が関わるかどうか分からない時期に、自転車で対象になる地区（千葉市美浜区幸町2丁目）を走ってみました。昭和40年代に造成された中層5階建ての団地群というだけで、どのような問題が潜んでいるかお気づきの方も多いと思いますが、実際に自転車で街中、スーパー、公園と廻ったところで、その推測が確信になりました。何やら表現できない怖さと同時に、この場所で活動することの大切さ、必要性を感じたのです。ただし、この地域を一人で走り回ればどんなワーカーでも孤独になってしまう。それだけは避けなければならないことです。

そこで「み・まも〜れ幸町」を支える機関として、プロジェクトチームを立ち上げました。相談員の社会福祉士を多くの仲間で支えると同時に、事務所の方向性を決定する重要な機関です。今回は近隣にお住まいの会員にも参加してもらいました。この取り組みを自分が住む地区にも広めていければという願いも込められています。

○み・まも〜れのスタイルを全国に

「み・まも〜れ幸町」では前述のとおり、地域包括支援センターと協力し、その他地域の様々な関係機関と連携しながら一人暮らし高齢者への基盤支援を行います。将来的にはこの対象を高齢者に限定しない、地域に住む多くの方にとって役に立つ社会資源として発展させたいと考えます。そして、その成果を広く公表することで、同様の取り組みが「千葉発・新しい地域福祉のカタチ」として全国へ広がり、地域の特性にあった身近な地区で多くの社会福祉士が活躍するきっかけを作ることができれば、こんなに嬉しいことはありません。

これからの「み・まも〜れ幸町」の活動にご支援ご協力をいただき、地域のために働く仲間に対してのご協力を、心からお願いいたします。

第9回福祉関係者のための成年後見制度活用講座報告

ばあとなあ千葉 研修担当 石山明子

去る平成21年10月7日（水）～8日（木）の2日間、福祉に携わる一般の方々を対象とした成年後見制度活用講座が千葉県社会福祉センター4階会議室で開催されました。行政関係者、地域包括支援センターで勤務されている方、施設や病院で勤務されている方と例年通りに様々な職種の方の参加がありました。講座2日目、10月8日は台風による強風のために電車が朝から止まり、その電車の中に閉じこめられた方、会場まで長距離を歩いて来られた方など大変な思いをされての参加となりましたが、無事に全員の方が修了証を手に入れました。

講座の内容は、ばあとなあ千葉の運営委員の他、千葉家庭裁判所、千葉県後見支援センターの協力を得、「福祉サービス利用と成年後見」「成年後見制度の概要」「日常生活自立支援事業と成年後見制度」「成年後見人の職務」「法定後見等の申立て実務」「任意後見制度について」と座学中心で講義が行われました。

以前は成年後見制度の内容理解、活用方法の理解を目的として参加される方が多かったように感じられましたが、今回は、困難ケース（例えば、財産が明らかになっていない方や財産の全くない方など）でも成年後見制度の申し立てができるのか？受任してくれる人材はいるのか？成年後見人等の医療同意権はどのようになっているのか？などという具体的な質問が多く出され、制度概要の理解と利用が一般的に普及されつつあるのかなあと感じさせられました。

講座の休憩時間や終了後には、例年通り受講生同士で名刺交換を行いお互いの情報を交換している姿がみられました。福祉関係者にとって大切なものの1つである「ネットワーク」を構築する場としてこの講座が一躍かっているのではないのでしょうか。

今後の課題としては、現在、様々なところで本制度の研修が行われていることを鑑み、講義の内容を受講生の求める内容に変更していく必要性と、ばあとなあ千葉が行う講座としての特色を表したものに工夫していくこと、また現在は殆どの方々が職場からの研修扱いで平日参加されていますが、更に多くの福祉関係者に受講していただくには、参加費を個人でも負担できるような金額に設定し休日開催することなども考慮していくことが挙げられます。

最後に、社会福祉士の国家資格受験における科目改定でも、「権利擁護と成年後見制度」が独立した科目となりました。財産管理や福祉サービスの利用で困難を感じている高齢者や障害者を発見された時に、権利擁護を図り成年後見制度利用に結び付けていくことが求められます。これからも、多くの福祉関係者が成年後見制度について理解を深め利用者の自己実現を図っていくことに、この活用講座が役立ってほしいと思います。

地域集会 つながるネットワーク

山武、東金、芝山、横芝光地区



＜平成 21 年度 山武、東金、芝山、横芝光地区地域集会 活動報告＞

日時：平成 21 年 8 月 29 日（土）17：00～19：00

場所：さんぶエリアネット

内容：1. 自己紹介
2. 情報交換など

＜平成 21 年度 山武、東金、芝山、横芝光地区地域集会 活動報告＞

日時：平成 21 年 12 月 19 日（土）18：00～20：00

場所：東金中央公民館

内容：1. 自己紹介
2. 情報交換など

私は平成 20 年度にこの地区の世話人を引き受けました。この地区においては在住の立場ですが、実家は新潟県。この地域においてネームバリューもなければ、地域の資源についても情報不足な私でした。開催しなければという思いが頭の片隅にありつつ、「自分が呼びかけていいのだろうか？」「誰もこなかったらどうしよう」などの疑心暗鬼のスパイラルに入ってしまった、開催を躊躇していました。

そんな折、同会員の紹介でこの地区の中核地域生活支援センターのスタッフを紹介していただき、開催する運びとなりました。躊躇していた気持ちは協力者があらわれかなり救われました。8 月の開催では 13 人の方にご参加いただき、活力を与えて頂いた気持ちでした。

内容については自己紹介や近況報告などをしてもらい、話を広げるような形にしています。制度や知識を話せる立場ではないので……。また、社会福祉士限定ではもっていないので、会員だけではなくこの地域の福祉従事者にも人づてなどで声掛けしています。この仕事において人脈は非常に強い力となることを最近強く感じています。

今後も世話人として活動していき、この地域の方々がより良いネットワークが形成できるようになれば、この地域の方々になにか還元できる活動ができるのではないかと思います。

開催に至るまで非常にエネルギーを費やしますが開催してみてこの地域にいる方々に触れ、非常に良い刺激になります。地域福祉が取りざたされている中、自分が住んでいる地域を見つめ直す良いきっかけとなったと感じています。

今後も参加してよかったと思われるような集まりにしたいと思います。またそのための工夫も知恵を絞りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

～社会福祉士の輪～

-Social Worker Introduction-

落合 元和



私は昨年（平成 21 年）の 9 月 30 日付で特別養護老人ホームときわ園を退職しました。仕事と人生の感想を一言で表現すると幸運と幸福に尽きると感じております。その感想の源は社会福祉事業に従事したことと、社会福祉士という資格をとったことにありと感じております。

昭和 32 年に大学を卒業して鉄道弘済会に就職しました。部長だった上司から社会福祉の仕事を勧められて社会事業大学の研究科に就学（昭和 35 年）したのが私の福祉人生の発端でした。

この年は日米安全保障条約が締結された年で、「安保反対」のシュプレヒコールが全国にこだました時代でした。

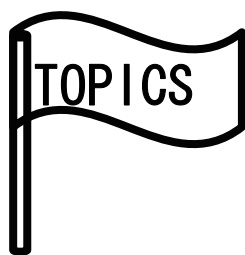
私はこの年に結婚しましたが、新婚旅行には行きたいと思っていました。勤め人ではありますが、身分は学生なので授業をサボって新婚旅行に行けないという思いがあり悩んでいましたが、前期と後期の境目に少し休日があったのでその期間新婚旅行に行けました。これは望外の幸せでした。

私と社会福祉士会との関わりも大変興味深いものがあります。

私が働いていた鉄道弘済会の社会福祉部の部屋に社会福祉士会も机を置いていました。事務局長は西沢秀夫さん（不定期）、事務は池田恵理子さん（毎日出勤）でした。発足当時の社会福祉士会は事務所費用が無く、鉄道弘済会の社会福祉部に机を置いて組織としてスタートしたものでした。社会福祉士会の初代会長は吉村勲生さん（大阪）、副会長（事務局長兼務）西沢秀夫さん、私は監事として参加しました。

組織の創設に重要な役割を果たされたのは東京の西沢秀夫さんでした。千葉の組織作りでは、西沢さんと私で新聞に出ている資格取得者名からソーシャルワーカー協会の名簿を参照して勤務先その他の情報を調べ、尽力してもらえそうな人を探し設立の相談にいった記憶があります。

私の中でもっとも印象に残っている出来事は阪神淡路大震災で、ボランティアとして援助活動に参加したことでした。社会福祉士会もいち早く援助活動の準備に入っていました。何よりも素晴らしかったことは、会長の吉村さんが、全国の社会福祉士のボランティア活動の希望に添うために宿泊施設と仕事を準備されたことでした。仕事は、宝塚市の一人暮らしのお年寄りの安否確認の面接調査でした。専門職に相応しい仕事でした。全国から集まった社会福祉士は土地勘が無いので兵庫、大阪等の地元の社会福祉士とペアを組み調査を実践しました。調査から帰り大阪駅の近くで夕食を摂っていましたが、その席には関西地区の社会福祉士の誰かが必ず同席していました。専門職としての同士の繋がりの暖かさが身に沁みた経験でした。もう一つ千葉の機関紙のネーミング『点と線』は藤城さんの提案でした。連携を意識した素晴らしい名前です。千葉の誇りといえます。



「緩和ケアを地域で支える」

国立がんセンター東病院 緩和医療科
医師 木下 寛也

「コミュニティ・ケア」、「多職種連携」いずれも、私が現在専門としている「がん緩和ケア」だけでなく、医療に関わる様々な分野においての近年のキーワードではないでしょうか。私事ですが、私は医師になってからの最初の専門は精神科医でした。特に前任地の富山県においては、精神障害者の社会復帰に向けて多職種が、地域で支えるシステム作りに取り組み、作業所、授産施設、グループホーム等の開設に関わりました。このような活動の中で、地域で生活できることの重要性を実感していました。

縁あって、富山県から5年前に千葉県柏市に来て、国立がんセンター東病院（以下東病院）の緩和ケア病棟で働くことになりました。外来診療を行う中で、まず外来に柏市周辺の地図を貼りました。患者さんの住所を見て、柏市以外の患者の多さに驚きました。富山県とは違い、都市周辺の医療事情はこんなものなのですよ、まして国立がんセンターだからと納得。緩和ケアにおいても地域連携、コミュニティ・ケアを推進しようと考えていましたが、こんなに広域だとなかなか難しいというのが実感でした。一番困ったのは自分の患者に関わる地域の医療・介護・福祉従事者の顔が見えないことでした。顔が見えないとお互い連絡を取るにしても遠慮しますよね。「顔の見える関係」と「地域の地理の理解」これが都市部周辺の医師にとって地域連携を推進するうえでのファーストステップではないでしょうか。

さて、緩和ケアという言葉に対して皆さんはどのようなイメージをお持ちでしょうか。「がん」「終末期」「痛みなどの苦痛」、皆さんの仕事に関係することであれば、「介護保険の申請が間に合わない」「患者の病状の変化が早くケアプランが立てにくい」「介護保険を利用できない患者もいる」「医療必要度が高い」などでしょうか（違っていたらすみません）。日本では「緩和ケア」というのがんに限った話というのが現状でしょうが、海外においては認知症、慢性呼吸器疾患、慢性心不全、神経難病等に対しても緩和ケアが提供されています。今回はがんの緩和ケアに限定して話を進めたいと思います。

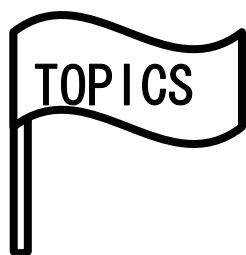
がん緩和ケアの特徴は何か？がんはある程度まで進行しても病状はあまり変わらず、意識やADLも他の疾患と比較して死の直前まで保たれていることが多い。しかし、いったん病状が悪化すると急速に進行する、といったところが特徴でしょうか。また、患者・家族にとってはまだまだ「がん」＝「死」というイメージが強く、病気について話し合うこと自体に不安・恐怖がつきまとう疾患ではないでしょうか。高齢の方に多い疾患ですが、働き盛りの方が罹患されることも少なくありません。それ故に患者・家族に経済、心理、社会的に問題を生じることもあります。

平成19年のがん対策基本法施行以後、がん緩和ケア、在宅緩和ケア等に関する報道が皆さんの目にとまることが多くなったと思います。また直接がん患者・家族と仕事の上

で関わることも多くなったかも知れません。ここで少しがん医療を取り巻く、日本の状況を解説します。がんで年間亡くなられる方は約 3 4 万人、一年間に新たにがんと診断される方は約 60 万人、現在がん治療を受けられている方は約 120 万人いると言われています。また、がん患者の在宅死亡率は約 7% に過ぎません。今後、高齢化が進行し、2030 年には年間約 80 万人の方ががんで亡くなることが予測されています。がんだけが全てではありませんが、高齢化の中で年間死亡患者の急速な増加に対応していくためには、がん患者に対しても地域で支えて行く仕組みが必要となってきています。その中で皆さんが果たす役割も重要になってきています。

このような状況の中、東病院では「がんになっても安心して暮らせるまちづくり」を地域連携のテーマとしています。その一環として、柏市医師会と協働で、2008 年 8 月 1 日に全国に先駆けて院外型の相談支援センター「がん患者・家族総合支援センター」を柏の葉キャンパス駅近隣に開設しました。皆様もご存じのように「がん診療連携拠点病院」には、地域に開かれた支援相談センターの設置が義務付けられています。しかし、果たして自院以外で治療を受けている地域の患者・家族が他院の支援相談センターに相談に来るか？ 病院内の支援相談センターでは相談しにくいことがあるのではないかと、この施設を開所した目的です。さらには医療・介護・福祉従事者を支援することも目的の一つに掲げています。是非、興味のある方は見学にいらしていただけると幸いです。

最後に、もしがん緩和ケアのことでお困りの際には、hikinosh@east.ncc.go.jp まで遠慮なくメールをいただければ幸いです。可能な限り（もちろん私のお答えできる範囲で）早急にご返事差し上げます。勉強会の開催などの相談にも応じます。



「元受刑者の社会復帰について」

千葉刑務所 社会福祉士（非常勤）

ケアステーションコスモス 犬伏 謙介

平成 20 年 12 月の犯罪対策閣僚会議で「刑務所出所者等の再犯防止」が柱の一つとして位置付けられた。その一環として、全国の刑務所や更生保護施設に、社会福祉士や精神保健福祉士が配置されることになった。また、各都道府県に一箇所「地域生活定着支援センター（以下「センター」）」が順次開設されることになり、出所者等の支援業務の中心になるように位置付けられた。

このような関係機関の社会福祉士等が連携して、支援が必要な出所者の準備や支援内容を検討し地域に繋げ、そして受け入れ先へのフォローアップ業務を行うことになった。

支援の対象者は主に高齢・障害があるなど、福祉の支援が必要な一定の条件に該当した者になる。中には家族や自力による福祉の手続きが困難であったため、最初から福祉制度を利用していれば、犯罪とは無縁な生活を送っていただろうと思われる者もいる。

逆に対象外となる者は、暴力団関係者や離脱の意思がない者、更生意欲のない者などである。また、精神障害により自傷他害の恐れがある者は、出所後すぐに措置入院になり医療に関わることになる。

刑務所の社会福祉士の主な業務は対象者を探して支援を検討し、出所時にスムーズに福祉関係機関に繋げるための諸準備がある。

福祉が必要な対象者は、書類上から探すか、受刑者自ら相談の申し出がある。

そして A D L と必要事項確認のための審査を刑務官と共に面接形式で行い、出所後は在宅か福祉施設で生活するか、本人の意向を踏まえて支援を検討する。

事前に住民票の確認も必要になる。長期受刑者やホームレス後に入所した者は、職権消除されているケースが多い。その場合、一人暮らしの者は希望により刑務所の所在地に住民票を設定することになる。

福祉制度を利用するための介護認定調査、各種障害者手帳、受給者証も可能な限り刑務所にいる間に手続きを行う。

所持金は生活保護の申請や福祉機関利用の条件に影響するため、刑務所内で働いた作業報奨金や、未支給の老齢・障害年金についても確認をする必要がある。

受刑者に判断能力が欠如している場合は、受刑中に成年後見人の手続きも可能なケースがある。

そして、センターを中心に福祉関係者の方などと本人を含めてカンファレンスを開き、支援内容を再度検討し受け入れ先を探す。必要に応じて刑務所内で受け入れ先の方と面接を行うことになる。

そこで皆様にご理解をお願いしたいことがあります。

制度の限界や諸手続に時間がかかり、ご迷惑をおかけすることや、受刑者自身の成育歴による心の傷、そして被害者感情もあるかと思えます。

また、施設や居宅支援関係者だけで元受刑者を受け入れ、再犯防止という責任を負うとお考えになる

のではなく、地域や関係者で必要な支援体制を最大限活用し、各々専門職の責任の範囲内で他のご利用者同様、ご支援やアドバイスをいただけたら幸いです。

最後に、元受刑者の社会復帰をしたいという気持ちを信じ、皆様が本人に会うことで先入観や偏見が少しでも解消されることを祈り、今後ご支援ご協力の程、何卒お願い申し上げます。



コラム「新しい『公益法人制度』って、なんだろう」VOL. 6 (財産の取り扱い編)

前は、これまでの「社団法人」が「公益社団法人」になる際の基準について勉強しました。今回はまず、公益法人に移行できないケースを見てみましょう。

以下の欠格事由のどれかに当てはまる法人は、公益法人への移行認定を受けることが出来ません。

- ① 理事、監事、評議員のうちに「公益認定を取り消された公益法人の業務に携わる理事であり、取り消しから5年を経過していない」等の一定の要件に当てはまる者がいる
- ② 定款または事業計画の内容が法令や行政機関の処分に違反している
- ③ 事業を行うにあたり、法令上必要な行政機関の許認可を受けられない
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されている、または、滞納処分終了の日からまだ3年経過していない
- ⑤ 暴力団員等が法人の活動を取り仕切っている
- ⑥ 従来の主務官庁の監督上の命令に違反している

これらの内容は、「法の主旨から逸脱していたり、社会的な信用を置くことができない法人は公益法人とはなれません」ということですから、当然と言えば当然ですね。

ちなみに①に当てはまるその他の要件としては「同一団体、同一親族が理事、監事、評議員の1/3以上を占めてはならない」といったこともあるようです。

出典：『民による公益の増進を目指して』公益認定等委員会事務局編、平成20年5月

広報部会から ○年間総括とお知らせ○

今年度も『点と線』の編集作業を中心に部会活動を行い、年に4回広報紙を発行することができました。お読みいただいている読者の皆様、お忙しいなか原稿の提供を下さった皆様、ありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。しかし、会員の皆様をはじめ読者の皆様にとって親しみやすい紙面作りができたのか、本当に必要十分な情報提供の場となり得たのか、まだまだ反省すべき点は多々あります。

そこで次号以降は、より一層皆様のご意見を反映させた紙面作りをするため、皆様からの投稿や感想コーナーを設けたいと思います。また、面白いエピソードを募集し、新聞の4コマ漫画のような風刺絵の作成もしたいと考えています。

また、様々な記事を『点と線』に掲載するため、地域の情報をご提供くださる会員の方を募集いたします。会員の皆様、もっともっと機関紙を身近なものに感じられるよう、双方向コミュニケーションを図りませんか？

■投稿・感想・エピソード募集こちらへ■

⇒広報部会メールアドレス kouhou_tensen@cswhiba.com

千葉県社会福祉士会事務局 TEL 043-238-2866

☆お住まいの地域の情報提供もお待ちしております

事務局便り

だんだんと暖かくなり、花粉症のつらい時期がやってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、本会では社団法人化に伴い年に 2 回総会を開催することとなっております。皆様に会の活動に参加していただくためにも、資料が届きましたらお早めに内容をご確認いただき総会出欠票を、欠席の方は委任もしくは議案への表決を、ご送付くださるようお願いいたします。

【4月～7月の研修等・行事等のお知らせ（予定）】

5月29日（土） 平成22年度第1回通常総会
7月～9月 2010年度成年後見人養成研修
7月 基礎研修会

当会では様々な研修を予定しております。詳細等決定しましたらホームページに随時掲載いたしますので、ご覧になっていただき、ご興味ございましたら皆様お誘い合わせの上、是非お申込ください。

もうすぐ社会福祉士国家試験の合格発表です！

資格の取得は第一歩！より良いサービスをご利用者様へ提供するためには、倫理綱領を守ることを誓約して入会し、社会福祉士会での研修等で自己研鑽を積むことが必要不可欠です。お近くに合格された方がいらしたら、是非入会をお勧めください。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
杉田 智子	我孫子市		太田尾 渉	野田市	(有) ソーシャルワーク希樹
藤田 円		茂原中央病院	鶴岡 玲子	御宿町	
永峰 栄市	君津市	君津市社会福祉協議会	高畑 和幸	鎌ヶ谷市	たんぽぽハウス
亀井 公理子	浦安市				

※ 順不同、敬称は省略させて頂きました。

新しい事務局職員が入りました！**＊＊新事務局員のご挨拶＊＊**

平成 21 年 11 月より、千葉県社会福祉士会の事務局員としてお世話になることになりました 板垣 です。初めてのことが多く、戸惑うことばかりですが、少しずつ社会福祉士会のことを覚えていければと思っていますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

＊＊事務局員退職のお知らせ＊＊

平成 21 年 10 月末をもって、前事務局員の宮本が退職いたしました。

千葉県支部会員数（平成 22 年 1 月末現在）

正会員 1, 130 名、準会員 66 名、賛助会員 11 名 合計 1,207 名